

## 1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(平成20年6月)により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画において区域全体の温室効果ガスの削減計画を策定し、また、都市計画等の関連施策について、実行計画との連携を図ることとされた。

これを受け、環境省では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」を策定し、自治体に対する説明会及び研修会等を通じて、実行計画の策定支援に取り組んでいる。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現に向けては、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、より実効性の高い実行計画の策定を推進するため、都市の特性に応じ、最新の知見を踏まえた対策・施策のパッケージを国として提示する。区域全体の削減計画の策定が義務化された特例市以上の人口カバー率は約4割であり、法第20条第2項において努力義務を課されているそれ以外の都市における実行計画策定を促進するためにも、対策・施策パッケージの提示が極めて重要である。

さらに、本業務の成果をマニュアルに反映していくため、有識者を含めた検討会を開催し、マニュアル改訂作業を進める。

## 2. 事業計画

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

土地利用・交通分野(22年度は2都市(水戸市、相模原市)を選定。23年度は5都市を選定予定。)

例：道路空間の再配分によるLRTの新設、LRT停留所周辺の人口密度増加、コミュニティサイクルの導入等による端末交通の強化、市街化区域の縮小等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

街区・地区単位の対策・施策分野(平成22年度は1都市(川崎市)を選定。23年度は2都市を選定予定。)

例：建築物高さの統一や建蔽率の増加による太陽光発電の発電量の増加、道路空間の再配分による緑地の増加による気候緩和効果、大気熱ヒートポンプから地中熱ヒートポンプの切り替えによる気候緩和効果、複数建物のエネルギー管理の一括化、地域熱供給の導入等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

(事業実施期間)平成22年度から24年度

想定する都市・街区分類

土地利用交通分野では、大都市圏(三大都市圏)中枢、大都市圏郊外、地方中枢都市(政令市)、地方中核都市(約20万人以上)、地方都市(5~10万人)及び郡部のそれぞれについて、必要な対策・施策パッケージの強度(3~4区分)ごとに分類。

街区・地区単位の分野では、工業都市、大都市の業務集積地、地方都市の業務集積地、都市郊外部、住宅地、農村部

## 3. 施策の効果

- ・研究結果を参考として各地方公共団体が実行計画を策定・実施をする際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する
- ・地球温暖化対策中長期ロードマップ地域づくり部門削減量の精緻化
- ・マニュアル改訂により実行計画(区域施策編)策定率向上及び計画内容の充実

# 地方公共団体実行計画実施推進事業費

## 【背景】

平成20年6月に改正された地球温暖化対策法は、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策を策定することを義務付け、都市計画等の関連施策との連携を図ることを求めている。しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、地域の特性ごとに、国としての最新の知見を踏まえた実施手法を検討し、地方公共団体に対策・施策のパッケージを提示する必要がある。

## 【事業概要】

1. 地方公共団体でこれまでほとんど実施されていなかった土地利用・交通分野、地域・街区単位の地球温暖化対策・施策について、そのCO2削減効果を推計するための手法(計量モデル)を開発する。また、当該手法を用いたシミュレーション結果を活用して地区・街区類型ごとに効果が高いと考えられる対策・施策のパッケージ例を提示する。
2. 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改訂を行い、改訂版を通じて、より効果的な低炭素地域づくりの計画手法を普及させるため、有識者を交えた検討会を開催し、改訂素案を作成する。

